

第2次守山市水道ビジョンおよび守山市公共下水道事業第9期経営計画（経営戦略）
中間見直し支援業務

仕様書

1 業務の目的

守山市（以下「本市」という。）では、令和4年3月に令和4年度から令和13年度を計画期間とする第2次守山市水道ビジョン（以下「水道ビジョン」という。）を、令和3年12月に令和4年度から令和13年度を計画期間とする守山市公共下水道事業第9期経営計画（経営戦略）（以下「経営計画」という。）を策定した。これらの計画は、本市の上下水道施設の現状や課題、本市を取り巻く社会情勢や経済事情等を把握・分析し、今後必要となる上下水道施設の改築更新等の見通しや人口減少等による水道料金・下水道使用料の減少等を見通し、将来的にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」に位置づけられる計画である。

本業務は、既存の関連計画等との整合を考慮した上で、必要な現状把握、分析および将来予測等を行い、限られた財源の中で健全な経営を持続するための条件等を再整理し、その実現のための方策を示すものとして、これらの計画の見直しを実施することを目的とする。

2 契約期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

3 計画期間

本業務の計画期間は、10年間（令和4年度から令和13年度まで）とする。ただし投資・財政計画は30年を作成することとする。

4 履行体制

- (1) 受注者は、管理技術者、照査技術者および担当技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、本業務の特質を考慮し、上下水道事業会計について専門的知識を有する技術者を配置すること。
- (2) 本業務の管理技術者は、過去5年間（令和2年度～令和6年度）に経営戦略策定ガイドラインに沿った経営戦略の策定または改定業務完了の実績（水道事業（簡易水道事業を含む）または下水道事業）を有する者を配置すること。なお、技術士（上下水道部門（上水道及び工業用水道）、総合技術監理部門（上下水道－上水道及び

工業用水道))、公認会計士または総務省が行っている地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業(公営企業関係)のアドバイザー(対象事業が水道事業、簡易水道事業または下水道事業の登録者)のいずれかを配置すること。

- (3) 本業務の照査技術者は、過去5年間(令和2年度～令和6年度)に経営戦略策定ガイドラインに沿った経営戦略の策定または改定業務完了の実績(水道事業(簡易水道事業を含む)または下水道事業)を有する者を配置すること。なお、技術士(上下水道部門(上水道及び工業用水道)、または総合技術監理部門(上下水道一科目指定なし))、公認会計士または総務省が行っている地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業(公営企業関係)のアドバイザー(対象事業が水道事業、簡易水道事業または下水道事業の登録者)のいずれかを配置すること。
- (4) 本業務の担当技術者は、過去5年間(令和2年度～令和6年度)に経営戦略策定ガイドラインに沿った経営戦略の策定または改定業務完了の実績(水道事業(簡易水道事業を含む)または下水道事業)を有する者を配置すること。
- (5) 照査技術者と管理技術者を同一の者が兼務することはできない。

5 業務内容

(1) 水道事業

ア アセットマネジメント策定に関する指導・助言業務(水道ビジョン「第4章 将来の事業環境の予測 4.2 更新需要の見通し」に相当する部分)

「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き」に基づき、更新見通しの検討手法はタイプ4(詳細型)・財政収支見通しの検討手法はタイプD(詳細型)により、アセットマネジメントを策定するために、下記の必要となる作業に関する研修、手法の提案、実施結果の確認等のサポートを行うこと。また、今後のアセットマネジメントの運用における課題や方向性、改善事項等について、本市の現状に応じた有益な提案を行うこと。

(ア) 必要情報の整理

資産台帳等をもとにした過去の投資実績、資産の取得年度、帳簿価額等の検討に必要な情報の整理手法に関する研修、整理にあたっての相談対応、整理結果の確認を行うこと。

(イ) 更新需要の算定

更新基準年数の設定の考え方やその他の初期値設定に関する研修、必要な施設規模の検討および更新需要の算定にあたっての相談対応、算定結果の確認を行うこと。

(ウ) シミュレーションの実施

更新需要の算定結果を踏まえてシミュレーションを実施するにあたって、シミュレーション結果の分析・整理、報告書とりまとめに関する研修、実施にあたっての相談対応や提案、報告書等の確認を行うこと。

(エ) 照査

「(ア) 必要情報の整理」から「(ウ) シミュレーションの実施」の各段階において、検討の妥当性を検証すること。

イ 水道ビジョン見直し業務（水道ビジョン「第4章 将来の事業環境の予測
4.1 給水人口・給水量の見通し・4.3 財政収支の検討」に相当する部分）

(ア) 将来見通し

水道ビジョン策定時から、人口動向、賃金や物価高騰などの変化や関係法令等の改正などを踏まえた上で、次の事項に係る30年間（令和9年度から令和38年度まで）の中長期的な事業環境を整理すること。

① 人口予測

国立社会保障・人口問題研究所資料および守山市人口ビジョンに基づき、将来人口を推計すること。

② 有収水量等の予測

普及率の予測に基づき給水人口を推計すること。有収水量の推計にあたっては、過去の有収水量の用途別推移の分析を踏まえて原単位を算定し、有収水量を推計すること。

(イ) 投資・財政計画

将来見通しの結果を踏まえて、30年間（令和9年度から令和38年度まで）の投資試算および財源試算を行い、投資・財政計画として取りまとめるとともに、原価計算表を作成すること。

原価計算表の作成にあたって、将来の中長期的な投資・財政計画の結果を踏まえて、資産維持率・資産維持費の考え方をあわせて整理すること。

① 投資試算

アセットマネジメント計画にて算定した更新需要結果を踏まえて、建設改良費を算定すること。

② 財源試算

i) 企業債、一般会計繰入金、水道料金について試算すること。

ii) 企業債は、建設改良費に対するものは投資試算の結果に基づき試算すること。

iii) 一般会計からの繰入金は、本市で現在用いている繰入額の算出方法を踏襲することを基本とし、繰入額の算出のために、必要に応じて、投資試

算の結果を項目別に整理すること。また、一般会計からの繰入金の整理にあたっては、現在の本市における繰入額の算出方法や会計処理について、見直しの必要性等を検討すること。

- iv) 水道料金については、現行料金体系据置で試算すること。収支ギャップが生じる場合には、投資の合理化や企業債等の経営指標を検討したうえで、収支ギャップを解消するために必要な水道料金の改定率等を考慮して、複数パターンでの試算を行うこと。

③ 投資以外の経費の試算

- i) 人件費をはじめとする投資以外の経費については、効率化・適正化を検討したうえで、適切に算定を行った上で、投資・財政計画に反映させること。
- ii) 物価上昇や賃金上昇等の影響を受けるものは、上昇率を設定すること。

④ 投資・財政計画の策定

- i) 上記の試算結果を元に、収支ギャップを把握し、その発生要因となる課題を整理すること。
- ii) 収支ギャップの解消を図り、財政的な健全性を確保した形で経営を行えるように、必要に応じて投資試算、財源試算を再検討することや投資以外の経費の効率化を図りながら、最終的には、収支が均衡した投資・財政計画を策定すること。

(ウ) 照査

「(ア) 将来見通し」及び「(イ) 投資・財政計画」の各段階において、検討の妥当性を検証すること。

ウ 水道ビジョン見直し業務（水道ビジョン「第4章 将来の事業環境の予測」以外に相当する部分）

市職員が作成する新旧対照表等の見直し資料に基づき、見直し内容の妥当性或計画の実現性等について、適切な指導・助言等を行うこと。

(2) 下水道事業

ア 経営計画見直し業務（守山市公共下水道事業第9期経営計画（経営戦略）「第3章 今後の事業環境の見通し」「第6章 投資・財政計画」に相当する部分）

(ア) 将来見通し

経営計画策定時から、人口動向、賃金や物価高騰などの変化や関係法令等の改正などを踏まえた上で、次の事項に係る30年間（令和9年度から令和38年度まで）の中長期的な事業環境を整理すること。

① 人口予測

国立社会保障・人口問題研究所資料および守山市人口ビジョンに基づき、将来人口を推計すること。

② 有収水量等の予測

普及率および水洗化率の予測に基づき処理区域内人口・水洗化人口を推計すること。有収水量の推計にあたっては、過去の有収水量の用途別推移の分析を踏まえて原単位を算定し、有収水量を推計すること。

(イ) 投資・財政計画

将来見通しの結果を踏まえて、30年間(令和9年度から令和38年度まで)の投資試算および財源試算を行い、投資・財政計画として取りまとめるとともに、原価計算表を作成すること。

原価計算表の作成にあたって、将来の中長期的な投資・財政計画の結果を踏まえて、資産維持率・資産維持費の考え方をあわせて整理すること。

① 投資試算

ストックマネジメント計画にて算定した更新需要結果を踏まえて、建設改良費を算定すること。

② 財源試算

i) 企業債、一般会計繰入金、下水道使用料について試算すること。

ii) 企業債は、建設改良費に対するものは投資試算の結果に基づき試算すること。資本費平準化債については、令和6年度の制度拡充を踏まえて試算すること。

iii) 一般会計からの繰入金は、本市で現在用いている繰入額の算出方法を踏襲することを基本とし、繰入額の算出のために、必要に応じて、投資試算の結果を項目別に整理すること。また、一般会計からの繰入金の整理にあたっては、現在の本市における繰入額の算出方法や会計処理について、見直しの必要性等を検討すること。

iv) 下水道使用料については、現行使用料体系据置で試算すること。収支ギャップが生じる場合には、投資の合理化や企業債等の経営指標を検討したうえで、収支ギャップを解消するために必要な使用料の改定率等を考慮して、複数パターンでの試算を行うこと。

③ 投資以外の経費の試算

i) 人件費をはじめとする投資以外の経費については、効率化・適正化を検討したうえで、適切に算定を行った上で、投資・財政計画に反映させること。

ii) 物価上昇や賃金上昇等の影響を受けるものは、上昇率を設定すること。

④ 投資・財政計画の策定

- i) 上記の試算結果を元に、収支ギャップを把握し、その発生要因となる課題を整理すること。
- ii) 収支ギャップの解消を図り、財政的な健全性を確保した形で経営を行えるように、必要に応じて投資試算、財源試算を再検討することや投資以外の経費の効率化を図りながら、最終的には、収支が均衡した投資・財政計画を策定すること。

(ウ) 照査

「(ア) 将来見通し」及び「(イ) 投資・財政計画」の各段階において、検討の妥当性を検証すること。

イ 経営計画見直し業務（守山市公共下水道事業第9期経営計画（経営戦略）「第3章 今後の事業環境の見通し」「第6章 投資・財政計画」以外に相当する部分）

市職員が作成する新旧対照表等の見直し資料に基づき、見直し内容の妥当性や計画の実現性等について、適切な指導・助言等を行うこと。また、下水道事業の経費回収率のロードマップについても、指導・助言を行うこと。

6 業務遂行にあたっての留意事項

- (1) 本業務は、水道事業および公共下水道事業（特定環境保全公共下水道事業を含む）を対象とし、総務省でとりまとめた「経営戦略策定ガイドライン」および「経営戦略策定・改定マニュアル」の最新版に準拠することを原則とする。
- (2) 全国的な制度改正や社会経済情勢等の状況を把握した上で、本市が貸与する資料等に基づき、本市の上下水道施設の現状や課題、本市を取り巻く社会情勢や経済事情等を分析し、適切な指導・助言等を行うこと。
- (3) 水道ビジョンおよび経営計画見直しにあたり、外部有識者や市民等を含む「（仮称）ビジョン・経営計画見直し委員会」を設置予定であり、当該委員会への出席や資料作成は本業務の対象外であるが、委員会での意見や提案等は都度情報提供を行うため、その内容の反映について検討すること。
- (4) 下水道事業におけるストックマネジメント計画の策定（更新）は、本市上下水道事業所施設工務課にて別途発注予定（業務期間：令和7年5月頃から令和8年3月頃まで）であり、本業務と連携する必要があるため、発注者が求めた場合は、ストックマネジメント計画の策定（更新）受注者との打合せに、本業務の受注者が参加すること。また、要請があった場合は、専門的知識を有する技術者が、投資・財政計画における投資金額に関して、助言をできる限り行うこととする。

- (5) 受注者は、本業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。
- (6) 受注者は、本業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (7) 受注者は、着手時に月ごと（発注者・受注者別）に実施すべき内容を詳細に記載した作業スケジュールを提出すること。また、毎月発注者および受注者間で進捗状況を確認し、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。
- (8) 受注者は、作成した業務の資料について、計算根拠やその内容等を明確にし、整理して守山市に提出しなければならない。
- (9) 投資・財政計画の策定にあたっては、今後、本市職員が進捗管理で用いることが容易なようにするため、原則として現在本市で用いている投資・財政計画のエクセルデータを加工・更新することを前提とする（別紙 参考イメージ参照）。ただし、発注者および受注者協議の上、発注者が提供するデータ形式の方が、今後の進捗管理に適していると判断できれば、当該データ形式を用いることを可とする。

7 打合せ

業務を円滑に進捗させるために、発注者と定期的に打合せを行い、打合せ後、5日以内に議事録を作成して発注者の承認を得るものとする。また、議事録は「決定事項」「課題・検討事項」を明確に区分し、「課題・検討事項」となったものについては、発注者または受注者のどちらがいつまでに解決するのかを記載すること。

なお、発注者の承認があれば、テレビ会議システムによる打合せを可とする。

8 資料の貸与

本業務に必要な下記の図書について、所定の手続きによって貸与する。業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない

(1) 水道事業

- ア 水道事業計画図書（令和5年4月認可変更届出）
- イ 守山市水安全計画（令和6年4月改定）
- ウ 守山市配水管更新計画（平成30年3月策定）
- エ 水道施設電気機械設備更新計画（令和7年3月改定）
- オ 水道施設機械設備整備計画（平成29年度策定）
- カ 水道事業経営評価書
- キ 守山市水道事業の決算書、予算書および決算統計
- ク 既存の起債台帳および償還予定表（資料の提供形式はPDF等）

- ケ 既存の固定資産台帳および減価償却予定表（資料の提供形式はPDF等）
- コ 構造物、設備の仕様等が分かる図書・資料
- サ その他必要な資料

(2) 下水道事業

- ア 下水道事業認可図書（令和8年3月改定予定）
- イ スtockマネジメント計画（令和8年3月改定予定）
- ウ 守山市下水道総合地震対策計画（令和6年3月改定）
- エ 下水道事業経営評価書
- オ 守山市下水道事業の決算書、予算書および決算統計
- カ 既存の起債台帳および償還予定表（資料の提供形式はPDF等）
- キ 既存の固定資産台帳および減価償却予定表（資料の提供形式はPDF等）
- ク 構造物、設備の仕様等が分かる図書・資料
- ケ その他必要な資料

9 準拠すべき図書

本業務は、下記に掲げる図書に準拠して履行するものとする。

(1) 水道事業

- ア 水道法および関係法令
- イ 新水道ビジョン（厚生労働省健康局）
- ウ 「水道事業ビジョン」作成の手引き（厚生労働省健康局）
- エ 水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き（厚生労働省健康局水道課）
- オ 水道施設の機能診断の手引き（水道技術研究センター）
- カ 水道施設更新指針（日本水道協会）
- キ 水道事業ガイドライン（日本水道協会）
- ク 水道維持管理指針（日本水道協会）
- ケ 水道料金算定要領（日本水道協会）
- コ 公営企業の経営に当たっての留意事項について（総務省自治財政局）
- サ 「経営戦略」の改定推進について（総務省自治財政局）
- シ 経営戦略策定ガイドライン（総務省自治財政局）
- ス 経営戦略策定・改定マニュアル（総務省自治財政局）
- セ 水道の耐震化計画等策定指針（厚生労働省健康局水道課）
- ソ 水安全計画策定ガイドライン（厚生労働省健康局）
- タ 滋賀県水道ビジョン（滋賀県）

(2) 下水道事業

- ア 下水道事業の手引き（日本水道新聞社）
- イ 下水道経営ハンドブック（下水道事業経営研究会）
- ウ 下水道使用料算定の基本的考え方（日本下水道協会）
- エ 下水道統計（日本下水道協会）
- オ 下水道施設改築・修繕マニュアル（案）（日本下水道協会）
- カ 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- キ 管更生の手引き（案）（日本下水道協会）
- ク 下水道管路施設テレビカメラ調査マニュアル（案）（日本下水道協会）
- ケ 下水道管路施設維持管理マニュアル（日本下水道管路管理業協会）
- コ 下水道管路改築・修繕事業技術資料～調査から施工管理まで～（日本下水道管路管理業協会）
- サ マンホール蓋等の取替えに関する設計の手引き（案）（日本下水道管路管理業協会）
- シ 下水道長寿命化支援制度に関する手引き（案）（国土交通省・地域整備局下水道部）
- ス 下水道事業におけるストックマネジメントの基本的な考え方（案）（ストックマネジメント検討委員会）
- セ 下水道施設のストックマネジメント手法に関する手引き（案）（国土交通省水管理・国土保全局下水道部）
- ソ 管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（案）（日本下水道協会）
- タ 下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン-2015年版 -（国土交通省水管理・国土保全局下水道部）
- チ 新・事業計画のエッセンス（国土交通省水管理・国土保全局下水道部）
- ツ 公営企業の経営に当たっての留意事項について（総務省自治財政局）
- テ 「経営戦略」の改定推進について（総務省自治財政局）
- ト 経営戦略策定ガイドライン（総務省自治財政局）
- ナ 経営戦略策定・改定マニュアル（総務省自治財政局）

10 費用の負担

本業務の履行にあたり必要な旅費交通費は、受注者の負担とする。また、業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

11 成果品

本業務では、次の成果品を作成・納品する。

(1) 共通

ア 打合せ議事録

イ 業務遂行にあたり、発注者および受注者で協議した結果、必要と判断した資料

(2) 水道事業

ア アセットマネジメント策定に関する指導・助言業務に係る成果物 電子データ一式

イ 将来見通し 電子データ一式

ウ 投資・財政計画 電子データ一式

エ 上記「ア」～「ウ」の策定にあたっての根拠資料 電子データ一式

(3) 下水道事業

ア 将来見通し 電子データ一式

イ 投資・財政計画 電子データ一式

ウ 上記「ア」～「イ」の策定にあたっての根拠資料 電子データ一式

12 その他特記事項

本業務は、債務負担行為に基づき、令和7年度と令和8年度の2会計年度にわたる業務であり、水道事業については、令和7年度中に業務の2分の1を完了することとし、当該部分に対して部分検査を行い、検査に合格をしたものについて部分払を行う。その場合、部分払の支払額は業務代金の2分の1の額を請求することとする。下水道事業については、部分払は行わない。

13 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合または本仕様書に定めのない事項については、発注者および受注者協議の上、これを定める。

8. 収益の支出

項	目	節	R1決算	R2決算	R3決算	R4決算	R5決算	R6計画
営業費用	原水および浄水費	給料	4,406	4,513	4,265	4,457	4,520	3,769
		手当	2,287	3,327	2,936	3,083	3,221	3,168
		賞与引当金繰入額	639	650	692	667	686	544
		法定福利費	1,368	1,552	1,425	1,485	1,502	1,385
		法定福利費引当金繰入額	123	126	135	131	135	103
		報償費	0	0	0	0	0	0
		被服費	17	16	26	18	42	35
		備用品費	489	580	888	555	702	716
		燃料費	3,440	1,324	2,886	2,600	3,200	3,523
		印刷製本費	0	0	1	0	0	0
		通信運搬費	967	993	1,013	972	907	860
		委託料	48,994	55,450	65,785	65,641	63,006	65,310
		手数料	5,027	7,077	5,841	6,565	6,662	7,235
		貸借料	1,106	1,106	1,094	1,082	1,082	1,081
		修繕費	87	111	1,325	2,619	1,562	14,890
		動力費	43,588	44,434	48,482	61,849	46,980	50,511
		材料費	62	0	59	0	40	40
		薬品費	1,241	1,336	1,091	1,093	1,293	1,364
		負担金	0	0	0	0	0	0
		受水費	571,045	571,271	568,357	564,370	573,474	578,719
	小計	684,886	693,866	706,301	717,187	709,014	733,253	